

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、従業員拠出の会計処理を明確化するため、IAS 第 19 号（2011 年）の修正を提案

目次

- ・ はじめに
- ・ 提案内容
- ・ 発効日およびコメント期間

要点

- ・ 本 ED は、従業員または第三者からの拠出のうち、支払が行われる期間と同一の期間に提供される従業員の勤務のみに関連しているものは、同一の期間の勤務費用の減額として扱い、会計処理することができることを提案している。
- ・ その他の従業員拠出は、その制度におけるグロスの給付と同じ方法により勤務期間に帰属させることとなる。
- ・ 本提案のコメント期限は、2013 年 7 月 25 日である。

はじめに

2013 年 3 月、国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2013/4「確定給付制度：従業員拠出」(IAS 第 19 号の修正案) (以下、「ED」という) を公表した。本修正案は、確定給付制度の正式な規約に示されている従業員拠出の会計処理の明確化を意図している。

提案内容

確定給付制度は、従業員または第三者に制度への拠出を要求することがある。IAS 第 19 号「従業員給付」(1998 年) では、従業員拠出を、それを受領する期間において、グロスの勤務費用に対する減額として会計処理することが一般的な実務である。したがって、事業主の当期勤務費用は、当期の勤務に帰属する給付コスト合計から、その期間の従業員拠出を控除したものとなる。

IAS 第 19 号「従業員給付」(2011 年) (2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効) は、従業員または第三者からの拠出の取扱いの正式な明確化を意図していた。しかしながら、IFRS 解釈指針委員会 (委員会) に対し、IAS 第 19 号 (2011 年) での従業員拠出の会計処理、特に、従業員または第三者からの拠出を、退職後給付コストの減額ではなく短期従業員給付コストまたは勤務費用の減額として取り扱うことが可能かどうかについて明確化を求める要望が提出された。

IASB は、従業員または第三者から確定給付制度への拠出は、短期従業員給付ではなく退職後給付の一部を構成し、負の給付として勤務期間に帰属させるべきであると考えた。しかしながら、IASB はこの決定に伴って要求される計算が複雑であることを認め、IAS 第 19 号(2011 年)に対する実務上の例外を提案することを決定した。本 ED では、特に、従業員または第三者からの拠出が、それが支払われるべき期間と同一の期間に提供される従業員の勤務のみに関連している場合には、当該期間の勤務費用の減額として認識することができることを提案している。

見解

本提案は、多くの企業に対し、現行の会計方針と整合的な方法による従業員拠出の会計処理を継続することを容認するものである(要求するものではない)。

本提案は、また、拠出が、それが支払われるべき期間と同一の期間の勤務費用の減額として認識されない場合に、当該拠出を帰属させる方法を規定している。本 ED は、そのような拠出からの負の給付は、IAS 第 19 号(2011 年)70 項に従ったグロスの給付の適用と整合的に、勤務期間に帰属させなければならないと提案している。

見解

本 ED には、どのような場合に従業員拠出が「当該期間の従業員の勤務のみに関連している」とみられるかについての明確な定義はない。本 ED ではその代わりに、そのようにみられるであろう拠出の例(従業員の給与の固定された割合)と、そのようにみられないであろう拠出の例(給与の、勤務期間にわたり増加する割合)を示している。

発効日およびコメント期間

本 ED は発効日を特定していない。IASB は、本 ED について受領したコメントを検討した後に、発効日を決定する予定である。

企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って本提案を遡及適用することを要求される。

本 ED のコメント期限は、2013 年 7 月 25 日である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。